

公 告

「ダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定(ダム用機械設備)」の申請 について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

令和 3年 1月18日
国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所長
丸山 日登志

記

1. 協定の目的

鬼怒川ダム統合管理事務所の管理するダム管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1)協 定 書 別冊のとおり
- (2)協定区間 鬼怒川ダム統合管理事務所が管理する区域
- (3)協定内容 本協定で想定している応急復旧業務は、ダム用機械設備(放流設備、管理用設備)に関する災害応急復旧等を想定している。
- (4)協定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

(1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)令和3・4年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、「機械設備工事」について、定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

②令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の

A、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加資格者の資格に関する公示」(令和2年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に建設業法に基づく営業停止を受けていないこと。
- (5)関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (6)訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8)資料の提出から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (9)災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。

ただし、本災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることは条件としない。

4. 申請書類

- (1)申請書 機械様式－1
- (2)調査票 機械様式－2

5. 審査基準

下記における審査項目についてそれぞれ審査を行います。

審査項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否 (機械様式－2)	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ①技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」「機械」又は機械部門) ②1級又は2級土木施工管理技士 ③1級又は2級建設機械施工技士 ④1級又は2級建築施工管理技士 ⑤1級建築士 ⑥建設業法第7条第2項イ、ロ、ハに定める者。 イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に	資格等の保有者がいない場合

	関する学科を含む。)、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。	
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (機械様式-2)	派遣できる作業員の人数。 なお、協力会社の人数を含めても良い。(※1)	作業員を確保できない場合
関東地方整備局管内における直轄工事を元請として施工した実績 (機械様式-2)	平成18年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した関東地方整備局管内(港湾空港関係を除く。)における下記のいずれかの直轄工事(業務)の施工(履行)実績を有すること。 ・ダム用ゲート設備の点検整備業務 ・ダム用ゲート設備の新設工事又は修繕工事 ・昇降設備の点検整備業務 ・昇降設備の新設工事又は修繕工事 ・係船設備の点検整備業務 ・係船設備の新設工事又は修繕工事 ・堤内排水設備の点検整備業務 ・堤内排水設備の新設工事又は修繕工事 ・流木止設備の点検整備業務 ・流木止設備の新設工事又は修繕工事	施工実績が無い場合
過去2年間の工事成績評定点の平均点 ※2	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の平成30年4月1日から令和2年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点。	60点未満

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付すること。

※2 入札参加資格が「機械設備工事」で申請した場合(「役務の提供等」で申請した場合は対象外)

6. 申請書類の提出

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年1月18日(月)～令和3年2月12日(金)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 受付場所

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3

関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 防災情報課

TEL 028-661-1059(直通)

(3) 問合せ先

前記(2)受付場所と同じ

(4) 提出部数

1部(A4サイズ)

7. 協定締結通知

「ダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定」の締結又は非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知するとともに、鬼怒川ダム統合管理事務所の掲示板に掲示する。

なお、通知は令和3年3月1日(金)を予定している。

8. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない通知を受けた者は、鬼怒川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由式)により説明を求めることができる。なお、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和3年3月1日(月)から令和3年3月5日(金)までの8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

6.(2)の受付場所と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和3年3月10日(水)までに書面により回答する。

9. 一般競争入札(総合評価落札方式)における評価

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、「地域貢献度」を評価する方式(地域密着型等)の場合、加点評価があります。

10. その他

(1) 申請書類作成に用する費用は、提出者の負担とします。

(2) 申請書類は、鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードして下さい。「<http://www.kyr.mlit.go.jp/kinudamu/>」

(3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはありません。

(4) 提出された申請書、調査票は返却しません。

(5) 災害協定締結後、以下の調査に協力すること。

① 調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、携帯電話番号及びメールアドレス

・技術者及び作業員の人数

協定に基づく出勤可能な技術者及び作業員の人数

・他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6.(2)の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、又は持参による。

(6)管内ダム管理支所の所在地等

①五十里ダム管理支所

栃木県日光市川治温泉川治295-1 電話:0288-78-0071

②川俣ダム管理支所

栃木県日光市川俣646-1 電話:0288-96-0281

③川治ダム管理支所

栃木県日光市川治温泉川治319-6 電話:0288-78-0702

④湯西川ダム管理支所

栃木県日光市西川416 電話:0288-78-0184